

第四章

再生利用事業計画認定制度に基づく事例 および事業者の計画段階の過程

第四章 再生利用事業計画認定制度に基づく事例および事業者の計画段階の過程

4-1 はじめに

この章では、再生利用事業計画認定制度に認定を受けるまでの計画段階の過程について把握する。

4-2 目的

この章では、再生利用事業計画認定制度に認定を受けるまでの計画段階の過程について把握することを目的とする。

4-3 調査方法

4-3-1 調査対象

農林水産省 HP の「再生利用事業計画一覧表」に掲載されている、再生利用事業計画認定制度に認定を受けている 23 件（102 事業者，平成 22 年 5 月 10 日現在）のうち，電話依頼で断られた 7 事業者以外の事業者を調査対象とする。

4-3-2 調査時期および調査内容

調査時期および調査内容については 3-3，3-4-2-2-1 で述べた通りである。

4-4 調査結果

4-4-1 食品リサイクルループごとの比較

4-4-1-1 発案者

表 4-1 は食品リサイクルループの取り組みの発案者について示している。同じループの事業者内で回答が異なる場合はその中で最も多い回答を発案者とし，同数の場合は意見が別々とする事とした。結果，リサイクル業者が発案して取り組むこととなった事例が 40% と最も多いことがわかった。また，その他では当事者ではない親会社やプラントメーカーが提案したという回答が見られ，意見が別々ではそれぞれの事業者が自社の発案により始まったと回答して食い違っている場合が多く見られた。

表 4-1 取り組みの発案者 (n=20)

発案者	件数	割合
リサイクル業者	8	40%
食品関連事業者	2	10%
食品関連事業者・リサイクル業者	1	5%
食品関連事業者・農業者	1	5%
その他	2	10%
意見が別々	6	30%
合計	20	100%

4-4-1-2 認定以前の関係性

表 4-2 は認定以前の 3 者の関係性（取引の有無）について示している。関係性については 3 者のうち少なくとも 2 者の回答がなければ把握できないため、3 者もしくは 2 者の回答が得られなかった事例については不明とすることとし、また同じループの事業者内の回答が異なる場合は意見が別々とする事とした。不明を除くと、3 者とも関係性があったという事例がもっとも多くみられた。また、いずれのパターンにしても食品関連事業者とリサイクル業者は関係性があったことがわかった。なお、その他には食品関連事業者が複数であり、事業者ごとで関係性が異なるものがみられた。

表 4-2 認定以前の関係性 (n=23)

関係性	件数	割合
3者全て	5	22%
食-リ、リ-農	2	9%
食-リのみ	1	4%
食-リ、食-農	1	4%
その他	2	9%
意見が別々	3	13%
不明	9	39%
合計	23	100%

食:食品関連事業者 リ:リサイクル業者 農:農業者

4-4-1-3 認定年月日

表 4-3 は再生利用事業計画認定制度に認定をうけている事例の認定時期について示している。食品リサイクル法の改正が行われる以前から認定を受けていた事例はわずか 1 事例であり、それ以後徐々に増えつつあることがわかる。なお、平成 21 年度に認定件数が少ないのは政権交代があったため、農林水産省や環境省の対応が遅かったからではないかという意見をヒアリングの際に伺った。

表 4-3 認定年月日 (n=23)

認定時期	件数
～H19. 11. 30 (改正前)	1
H19. 12. 01～H20. 6. 30	1
H20. 07. 01～H20. 12. 31	6
H21. 01. 1～H21. 6. 30	4
H21. 07. 01～H21. 12. 31	3
H22. 01. 01～H22. 6. 31	8
合計	23

4-4-1-4 認定されるまでの期間

認定されるまでの期間を申請まで、申請から認定、合計の3つに分けて考察する。期間については同じループの事業者内で認識の差があり、また2者で具体化したあとで話がきた事業者もあることが想定されることから、最も長い期間のものを数値としてとることとした。

表4-4は認定されるまでの期間（～申請、申請～認定、合計）の基本統計量を示している。申請までの平均は約10ヶ月であるが、最大値は48ヶ月、最小値は1ヶ月と大きな差がみられた。申請から認定までおよび合計でも同じことがいえる。また取り組みを始めるために動き出してから再生利用事業計画認定制度に認定されるまでの期間は平均して1年3ヶ月ほどだということがわかった。

図4-1は事例ごとの再生利用事業計画認定制度の申請を行うまでに要した期間および申請を行ってから認定を受けるまでの期間の分布を示している。申請を行うまでに要した期間は1ヶ月と非常に短いものと約半年くらいのもの、1年以上のもの大きく3パターンに分かれており、また申請を行ってから認定を受けるまでの期間は2～6ヶ月に集中していることがわかった。

表4-4 認定されるまでの期間の基本統計量

	～申請	申請～認定	合計
件数	19	19	19
平均（ヶ月）	10.4	5.0	15.4
最大値（ヶ月）	48	12	60
最小値（ヶ月）	1	2	3
標準偏差（ヶ月）	10.7	3.3	12.8

※標準偏差はn-1で算出。以下の表も同様。

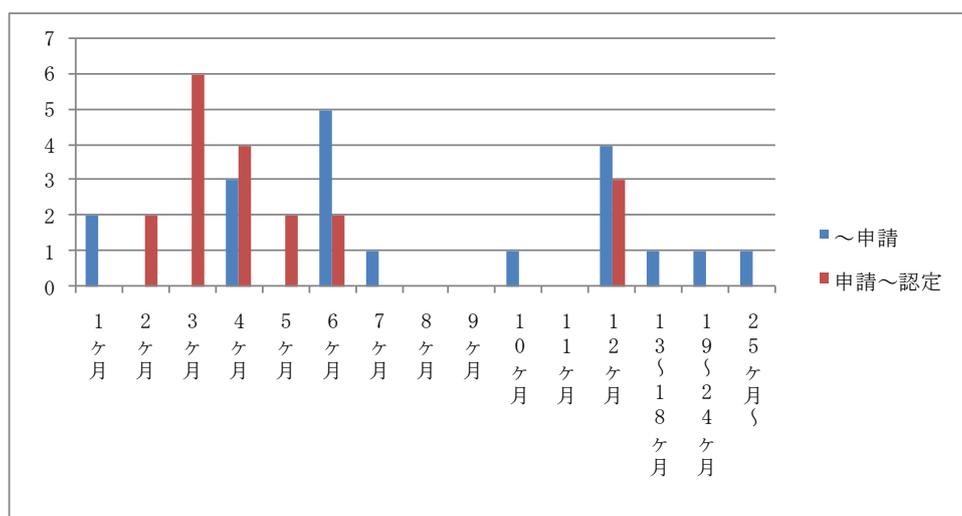


図4-1 認定されるまでの期間の分布

4-4-2 事業者ごとで比較

4-4-2-1 取り組みの動機

表 4-5 は再生利用事業計画認定制度に基づき、食品リサイクルループに取り組む動機（記述式）についてまとめ、分類分けを行ったものである。分類は「事業者にとって有益（経営の安定、商品の安心、コスト削減、リサイクル率向上、周囲へのアピール）」、「環境問題を意識（食品廃棄物の有効活用、環境保全）」、「他者の存在」、「食品リサイクル法による義務・責任」、「認定制度の特典」、「ループができる環境」、「その他」の大きく 7 つとした。その分類ごとで 3 者および 3 者合計の割合を示したものが表 4-7、比較したものが図 4-2 である。

全体では「事業者にとって有益」および「環境問題を意識」という回答がそれぞれ約 35% と最も多く見られた。3 者ごとでみると、「事業者にとって有益」と回答した割合が最も高かったのは農業者で 40%、最も低かったのはリサイクル業者で約 31%であったが、それほど 3 者で差はみられなかった。また、「環境問題を意識」と回答した割合は食品関連事業者が約 46%、農業者が 40%と平均より高く、反対にリサイクル業者は約 15%と非常に低いことがわかった。

「他者の存在」では、全体の 17.8%と比較すると食品関連事業者の 27.3%はかなり高く、紹介や提案してもらったことがきっかけという受け身な理由が多く見られた。

「食品リサイクル法による義務・責任」では、食品関連事業者よりもリサイクル業者の割合の方が高いことがわかった。

「認定制度の特典」では、再生利用事業計画認定制度の最大の特典が当該計画の範囲内で収集運搬業の許可が不要となることであることから、リサイクル業者の割合が最も高い結果になったのだと思われる。

「その他」の中には、全体で唯一「やむを得なし」というネガティブな動機が食品関連事業者で見られた。

これらのことより、食品関連事業者は事業者にとって有益になるからという理由より環境問題を意識して取り組んだ事業者が多く、また他者からの提案や協力があつたこともきっかけになっていることがわかった。またやむを得なく取り組んでいる事業者も存在している。リサイクル業者は事業者にとって有益になるという理由で取り組んでいる割合が最も高いが、食品リサイクル法による義務・責任から、もしくは認定制度の特典を利用できるからという理由も大きな割合を占めていることがわかった。その分、食品関連事業者や農業者が高い割合の環境問題を意識してという回答の割合が非常に低い結果となっている。農業者は所得や原料の安定など事業者にとって有益になるからという理由と環境問題を意識してという理由が同じ割合で、全体の大半を占めていることがわかった。

表 4-5 取り組みの動機

3者	アンケートの記述回答	筆者による分類		
2	環境問題等社会のニーズにこたえることが業務拡大につながると考えた	経営の安定 (n=7)	事業者にとって有益 (n=16)	
2	食品残さの量の拡充を図り、自社養豚場の飼料とするため			
2	できた肥料を農家に使っていただく機会を強化すること			
3	リサイクルループによる環境にやさしい「安全・安心」な農産物の生産付加価値のある農産物の販売を目的として取り組む			
3	農家の所得安定と向上が創造できると考えたから			
3	経営の安定化			
3	原料（食品残さ）の安定調達			
1	ループで生産された食材が非常に美味しく、事業として成立すると感じた	商品の安全 (n=3)		
1	お客様への安全・安心な野菜の提供	コスト削減 (n=2)		
1	安全な農産物、付加価値のある（有機栽培）農産物の消費者への提供			
1	参加することによってコスト削減が可能のため	リサイクル率向上 (n=2)		
1	処理費用の軽減化が図れるため	周囲へのアピール (n=2)		
1	低価格で良質な飼料製造を行い、畜産農家の飼料とするとともに、同時に小売業に課せられている食品リサイクル率のUPを目指すため			
1	リサイクル率向上の為	食品廃棄物の有効活用 (n=8)		環境問題を意識 (n=16)
1	取り組みをアピールできることも有意義			
2	行政諸官庁へのアピールも必要であると考えたから			
1	食品リサイクル未実施地域から食品廃棄物を搬入することが可能になれば、食品廃棄物の有効活用ができる			
1	食品残渣をかなりの量を排出している現状を考え、リサイクルループに加わることで単なる排出ではなく、再利用できる資源としてとらえることができることが魅力			
1	食品廃棄物は他の可燃ゴミと同様にこれまで焼却処分されてきましたが、有効活用を図ることが企業としての社会的責任、環境対策として重要であると考えたから			
1	加工残渣が産廃として肥料化にしかなかったものが飼料化として有効に使われる			
1	食品リサイクルループの構築により、食品リサイクル未実施地域から食品廃棄物を搬入することが可能になれば、食品廃棄物の有効活用ができるため			
2	リサイクルできていなかった食品残さをリサイクルできるようにすること			
2	食品残渣を有効利用しようと思い、飼料化に取り組んだ			
3	飼料の大半を輸入穀物原料に依存している畜産を日々多くの生ゴミが発生している食品業界の現状をふまえて農業者として地域に貢献できないかと考えた	環境保全 (n=8)		
1	食品リサイクル法が施工される前に企業として、環境対策として取り組みを開始した			
1	社名を変更したのをきっかけに、より環境に良い取り組みをしようと考えたから			
1	わが国の課題である食品自給率UPに大きく貢献でき、環境保全にもつながる			
1	環境保全活動			
1	事業として食品リサイクルループを拡大していき、業界の環境活動を高めるため			
3	栽培された農産物を食品残さの排出者である食品関連事業者に地産地消販売が確立できる			
3	「もったいない」の信念があったから			
3	地球環境負荷低減のため、できることを洗い出したところ、優先度高いと判断したため	他社の存在 (n=8)		
1	農家が安心して使用できる堆肥の製造や使用について、農業者に指導的役割を果たして貰える事になり、リサイクル業者も加わり、この取り組みがスタートした			
1	再生利用事業者が進出に意欲をした為			
1	リサイクル業者からの紹介			
1	紹介をいただき、合同で取り組むことに賛同したから			
1	リサイクル業者からの提案を受けたから			
1	取引先の要請にて参加			
2	農業者から技術的な協力を得られたから			
3	同じ目線で語れる他業者の存在			
1	01年に食品リサイクル法が施行され、弊社でも食品残渣適正処理を検討		食品リサイクル法による義務・責任 (n=7)	
1	食品リサイクル法により再生利用の実施率が定められた			
1	食品リサイクル率の向上			
1	食品リサイクル法の順守の為			
2	食品リサイクル法			
2	食品リサイクルを円滑に推進し、法令順守と社会的責任を全うするため	認定制度の特典 (n=5)		
2	国で食品リサイクル法が適用される事が予想される事について早めに対応するという事で取り組んだ			
1	グループ共同で地域に食品リサイクルを推進するため、法人単位での収集という枠を取り払うことができる「食品リサイクルループ認定」取得に取り組んだ			
2	一般廃棄物収集運搬業の許可を不要とするため。			
2	リサイクルループを構築することにより一般廃棄物収集運搬業許可が不要となり、受入量の増加が見込めるため。			
2	国の認定やリサイクル推進といった排出者のメリットがあるため	ループができる環境 (n=3)		
3	一般廃棄物収集運搬業許可を不要とし、食品残さを広域から収集して量を確保するため			
1	リサイクル業者が生ゴミ処理機を既に導入していた。農業者とも生産物の売買契約が存在していた。このような環境なので、リサイクルループを目指すのが一番最適だった。			
1	食品リサイクルループを行うことのできる環境が整ったから	その他 (n=3)		
2	自然とループになった			
1	もともとの考え方			
1	親会社の取組みで仕方なし	その他 (n=3)		
2	時間はかかっても、国はリサイクルへの流れをつくろうとしていると感じたことで着手する価値がありそうだった			

1：食品関連事業者 2：リサイクル業者 3：農業者

表 4-6 取り組みの動機の分類別割合

筆者による分類		食品関連事業者		リサイクル業者		農業者		3者合計	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
事業者にとって有益	経営の安定	0	0.0%	3	23.1%	4	40.0%	7	15.6%
	商品の安全	3	13.6%	0	0.0%	0	0.0%	3	6.7%
	コスト削減	2	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.4%
	リサイクル率向上	2	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.4%
	周册へのアピール	1	4.5%	1	7.7%	0	0.0%	2	4.4%
環境問題を意識	食品廃棄物の有効活用	5	22.7%	2	15.4%	1	10.0%	8	17.8%
	環境保全	5	22.7%	0	0.0%	3	30.0%	8	17.8%
他社の存在		6	27.3%	1	7.7%	1	10.0%	8	17.8%
食品リサイクル法による義務・責任		4	18.2%	3	23.1%	0	0.0%	7	15.6%
認定制度の特典		1	4.5%	3	23.1%	1	10.0%	5	11.1%
ループができる環境		2	9.1%	1	7.7%	0	0.0%	3	6.7%
その他		2	9.1%	1	7.7%	0	0.0%	3	6.7%
			(n=22)		(n=13)		(n=10)		(n=45)

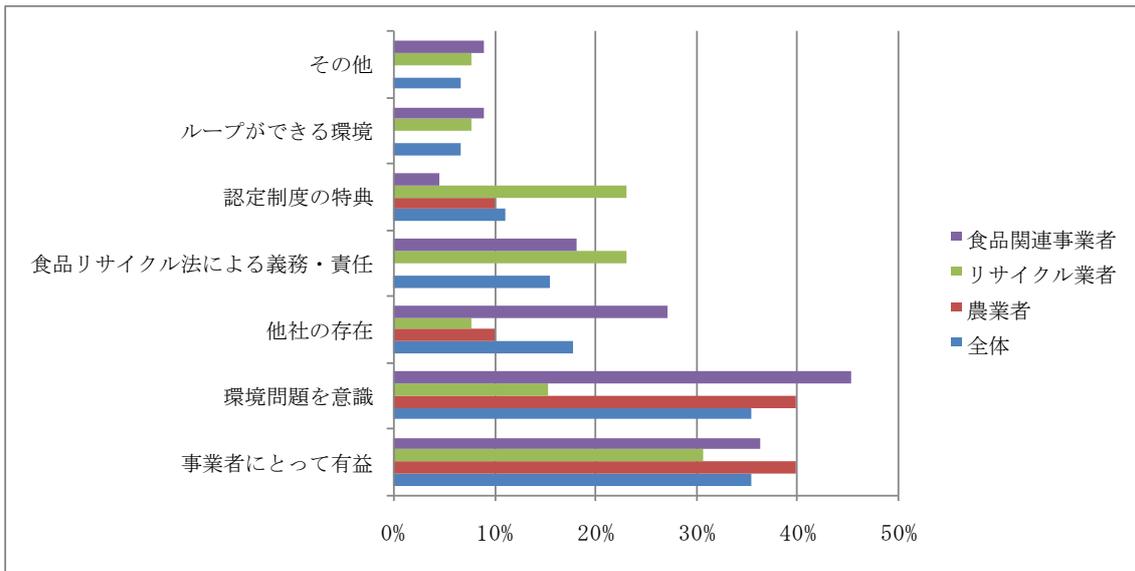


図 4-2 取り組みの動機の分類別 3者比較

4-4-2-2 参考にした事例

表 4-7 は再生利用事業計画認定制度に基づき、食品リサイクルループに取り組み始める際に参考にした事例または事業者があったか否かを示したものである。参考にした事例（事業者）がなかったと回答した 70% の事業者は他の事例（事業者）の取り組みを参考にすることなく取り組みの計画を立て、実施していることがわかった。

また、参考にした事例（事業者）があったと回答した 13 事業者の 3 者別の内訳を表 4-8、参考にした事例（事業者）とその内容についてまとめたものを表 4-9 に示した。最も参考にした事例（事業者）があったのは食品関連事業者で、続いてリサイクル業者、農業者という結果になった。参考にした事例（事業者）があったと唯一回答した農業者はリサイクル業者でもある事業者であったことから、農業者のみを担っている事業者は参考にした事例（事業者）がなかったということがわかった。また追加調査で参考にした事例の詳細について伺ったところ、既に認定を受けている事例または事業者を参考にしたという回答が多くみられ、内容については統一性がみられなかった。

表 4-7 参考にした事例（事業者）の有無（n=63）

参考事例	事業者数	割合
なかった	44	70%
あった	13	21%
わからない	6	10%
合計	63	100%

表 4-8 参考にした事例のある事業者の3者別割合

3者	返信数	参考にした事例あり	割合
食品関連事業者	32	9	28%
リサイクル業者	17	3	18%
農業者	14	1	7%
合計	63	13	21%

表 4-9 参考にした事例（事業者）とその内容

3者	参考にした事例（事業者）など	参考にした内容
1	以前認定を受けた自社を含む事例	
1	同じ県で取り組んでいる認定事例	リサイクルループの構築
1	認定を受けている食品関連事業者	内容については資料が残っておらず不明
1	同じループの食品関連事業者	リサイクルループによる野菜の販売（テスト運用）
2	認定を受けているリサイクル業者	リサイクルループにおける全般
2,3	①農業生産法人農業資源活用生産組合視察 ②持続循環型農業研究会発足	①農作物の付加価値販売に結びつけるキーポイントを探り、当施設で活用できるかを視察 ②数々の会議を重ね、独自のリサイクルループを立ち上げる

1:食品関連事業者 2:リサイクル業者 3:農業者

4-4-2-3 計画段階での苦労

表 4-10 は事業者が計画段階で苦労したこと（記述式）をまとめ、分類分けを行ったものである。分類は「関係者間の意見交換・調整」、「国・自治体とのやりとり」、「食品廃棄物の分類・管理・回収方法」、「事前の調査・実験」、「出荷量や単価の調整・交渉」、「肥飼料の製造・利用」、「その他」、「特になし」の大きく8つとした。その分類ごとで3者および3者合計の割合を示したものが表 4-11、比較したものが図 4-3 である。

全体では、「事業者間の意見交換・調整」することに苦労したという事業者が約 35%と最も多く、中でもリサイクル業者の半分以上がこのことに関して苦労していたことがわかった。次に割合の高い「国・自治体とのやりとり」でもリサイクル業者の占める割合が大きいことがわかった。また「特になし」と回答した事業者のほとんどが食品関連事業者であり、計画や手続は他者に進めてもらったという回答が多く見られ、反対にリサイクル業者で「特になし」という回答は全くなかった。

3者それぞれでみると、食品関連事業者は「食品廃棄物の分類・管理・回収方法」と「特になし」が最も多く、全体の結果とは違った傾向がみられた。リサイクル業者は「事業者間の意見交換・調整」と「国・自治体とのやりとり」の割合が非常に高く、相手とのかわりに苦労していたことがわかった。農業者は回答数が少なかったこともあり、傾向をつかむことができなかった。

表 4-10 計画段階での苦勞

3者	アンケートの記述回答	筆者による分類	
1	リサイクル業者と農業者との3者の契約の取り交わし	関係者間の意見交換・調整 (n=13)	
1	それぞれの役割分担の中で、それぞれがルールと基準を守りながら、相互にその苦勞を理解し合い、最終目標を達成しようとする為の意思の疎通		
1	農家の方へのヒアリング・調査依頼だけでなく、住民票や申請書への押印等が必要となった。申請には、このようなことでも手間がかかった		
1	排出事業者ごとに了解を頂くことと資料を取りまとめること、および運搬業者、処分業者の必要資料の収集		
2	具体的に排出方法、収集運搬形態、契約方法、内容という課題をどう解決するか、という点を関係する既存の業者との意見交換も踏まえ、提案していくという作業が最も苦勞した		
2	排出事業者だけでなく運搬事業者、養豚業者などの多くの方々に書類を提出していただく事が必要な為、その諸連絡に多くの時間と手間がかかったこと		
2	ループ全体の認証範囲が非常に大きいため、計画を取りまとめることに苦勞をした		
2	特定農畜水産物利用者の事業取組みについての理解と物流に係る協議		
2	食品関連事業者の理解を得ることと農業者の事業取組みについての理解		
2	本計画の場合は食品関連事業社が受け身の態勢で計画が進められたため、農畜水産物の引取量、価格について利益追求が色濃く反映され、ループ本来の趣旨が理解されにくかった		
2	農業者様の飼料として使って頂く為の食品リサイクルループへの理解を求めるとの説明に苦勞しました		
3	食品関連事業者への説明および理解とループ構築のための物流協議		国・自治体とのやりとり (n=10)
3	たい肥自体の仕入れ先にそんなに困ってなく、コストも安く仕入れることができていた為、生ゴミたい肥を導入する際にコスト調整をリサイクル業者と行う必要があったこと		
1	自治体間の調整が大変であった（事前のお願いや書類の作成）		
1	必要書類の確認等		
1	轄省庁が4省となることで、途中で明らかになり、提出書類の追加等も発生し、再度書類を集めるなどで手間取った		
1	環境省・農水省要望の資料収集		
2	書類の整備で膨大な量が必要な事		
2	申請書の作成に日数がかかった		
2	手続書類の作成		
2	液体肥料が初めてだったため確認事項が多く、また量が少ないということで国の方が戸惑っていたようだった		
2	事例案件も少なく、その為もあるのか、行政担当者の本法に対する熟知度も低く、申請指導する迄に至ってないと思われる		
2	農水省の細かい規定をクリアする事		
1	特別ありませんでした。	特になし (n=8)	
1	手続は一切業者が行った		
1	他事業者に計画を進めていただいたので、苦勞点は特にありません。		
1	取引先主導のため特になし		
1	特になし		
1	特になし		
3	リサイクル業者にほとんど実務してもらった		
3	食品関連事業者が申請を進められたので当社は必要に応じて打合せをするだけで済んだ		
1	各店舗に於いて生ゴミと通常可燃ゴミの分別を確実に実施してもらうこと		食品廃棄物の分別・管理・回収方法 (n=6)
1	店舗での分別ルールの徹底		
1	食品廃棄物の効率的な回収方法の検討		
1	食品廃棄物の効率的な収集運搬体制の構築		
1	食品残渣の店舗での管理、配達		
1	回収効率の向上（エリア選定）とコスト削減		
1	各工場の委託業者が異なる為、各業者の中間処理場の処理作業の現地確認	事前の調査・実験 (n=5)	
1	食品関連事業者の業態が多岐にわたり、排出量の調査・把握という準備段階から時間がかかった		
2	環境面での排水や周囲への影響調査等にも日数がかかった		
2	特定肥飼料を肥料として利用する農業者の選定、施肥する農産物の種類と施肥量の調査		
3	食品ゴミの堆肥化技術と堆肥の施用方法について前例が無かったため、農家に利用していただくためのデータ作りが3ヶ年ほどかかり、農家の圃場での実証試験と堆肥を使用してもらう農家の選定にも時間がかかった		
1	出荷量の調整		出荷量や単価の調整・交渉 (n=4)
1	農業者からの生産物の購入金額の決定		
2	単価交渉		
2	特定農畜水産物を購入して販売する食品関連事業者との協議		
1	完熟堆肥の製造と使用先農家の確保	肥飼料の製造・利用 (n=4)	
1	堆肥の利用の段取り		
2	完成堆肥の完全利用（ループの完結）		
3	JAS有機の認証をとっている為、たい肥の成分や作成工程の確認が他よりも高い精度で必要であったこと		
1	近隣市町村からの区域外搬入の許可取得	その他 (n=5)	
1	共同実施頂く排出事業者集め		
2	処理施設ということで土地の所有者及び周辺住民からの理解が得られないことが多かった		
3	大型タンクローリーの進入経路		
3	第1号の申請だったので参考とする事例がなかった		

1：食品関連事業者 2：リサイクル業者 3：農業者

表 4-11 計画段階での苦勞の分類別割合

筆者による分類	食品関連事業者		リサイクル業者		農業者		3者合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
関係者間の意見交換・調整	4	23.5%	7	53.8%	2	28.6%	13	35.1%
国・自治体とのやりとり	4	23.5%	6	46.2%	0	0.0%	10	27.0%
特になし	6	35.3%	0	0.0%	2	28.6%	8	21.6%
食品廃棄物の分別・管理・回収方法	6	35.3%	0	0.0%	0	0.0%	6	16.2%
事前の調査・実験	2	11.8%	2	15.4%	1	14.3%	5	13.5%
出荷量や単価の調整・交渉	2	11.8%	2	15.4%	0	0.0%	4	10.8%
肥飼料の製造・利用	2	11.8%	1	7.7%	1	14.3%	4	10.8%
その他	2	11.8%	1	7.7%	2	28.6%	5	13.5%
		(n=17)		(n=13)		(n=7)		(n=37)

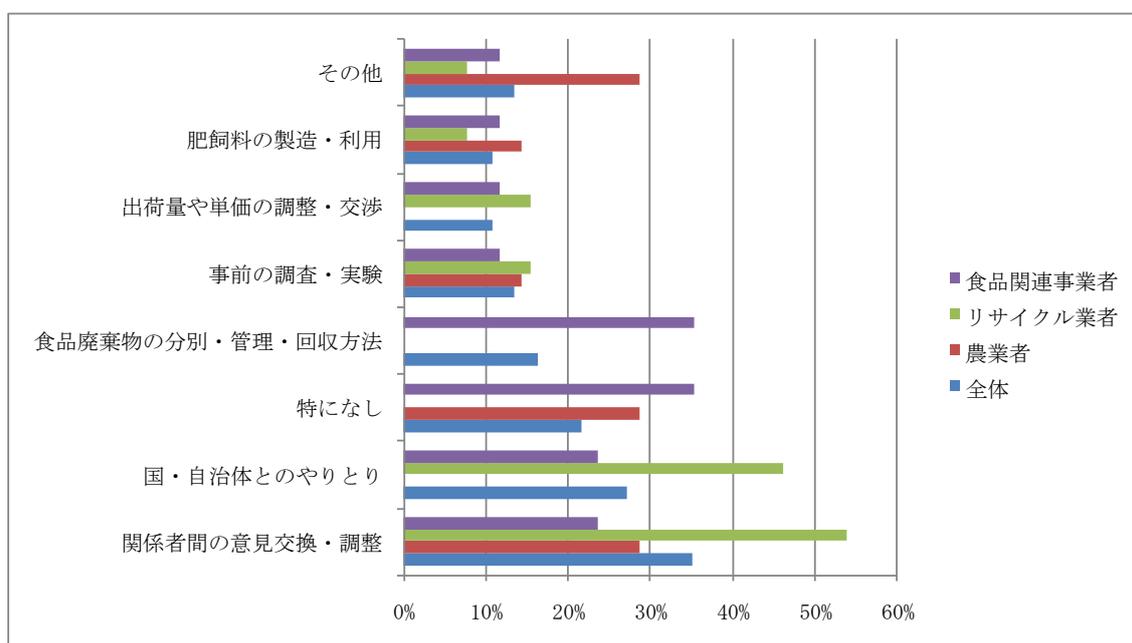


図 4-3 計画段階での苦勞の分類別 3者比較

4-4-2-4 計画時と現在の取り組み内容との相違について

表 4-12 は計画時の現在の取り組み内容での変更点の有無について示している。回答はほぼ半分に分かれており、半分の事業者は計画時の取り組み内容から変更した点があったことがわかった。中でも食品関連事業者は変更点があったという割合が 62%と高いことがわかった。また、ないと回答した事業者の中に「あくまで計画なので全く一緒というわけではないが、大枠は変わっていない」という意見が見られた。

変更点があった事業者の変更点とその理由についてまとめたものを表 4-13 に示す。取り組み店舗が減少したという 1 事業者以外は、取り組み店舗の増加や処理施設の増設、収集運搬車を新しいものに買い替えるなど、ループの規模を拡大するための変更点があったことがわかった。

また変更点があった事業者の国へ再生利用事業計画変更認定申請書を提出の有無につい

て表 4-14 に示す。なお、提出していない 4 事業者のうち、1 事業者は提出に向けて事前協議中であり、残りの 3 事業者はこれから申請する予定という回答をいただいた。これより変更点があった事業者は全て再生利用事業計画変更認定申請書を提出もしくは提出準備していることがわかった。

表 4-12 計画時と現在の取り組み内容との変更点の有無

変更点	食品関連事業者		リサイクル業者		農業者		合計	
	事業者数	割合	事業者数	割合	事業者数	割合	事業者数	割合
ある	13	62%	4	33%	2	33%	19	49%
ない	8	38%	8	67%	4	67%	20	51%
合計	21	100%	12	100%	6	100%	39	100%

表 4-13 変更点と変更理由

変更点	その理由
○市・町の店舗を追加	
●●町の店舗を追加	
対象店舗の追加（5店舗）	再生利用実施率40%の目標を達成させるため
排出事業者の新店舗の追加（3店舗）	
基本的には同じだが、見込み値として提出した数量と実数では差が出ている。実際の回収効率を優先したときに提出したコースと異なっている実態がある。11-12月で店舗追加の申請を行う予定のため、修正をしていく予定。	
申請した食品関連事業者の事業場の1つがループによって食品廃棄物を収集する対象から外れた	申請書を提出した後で、予定していた事業場（店舗）の営業が申請していた食品関連事業者とは別の企業（食品関連事業者として申請していない企業）に譲渡されたため。認定された内容ではループによる収集ができないので。
搬入事業所の拡大	
施設の規模、或いは施設そのもの	当初の処理施設（処理能力1t/日）では、とても処理できないくらいの食品廃棄物を受け入れるようになったから。そうした社会のニーズに応える為にも、施設（処理能力14.7t/日）を増設した。
収集運搬車の更新 取扱い店が増えた	初期投資を抑えるために中古車両を使用していたため、新車に更新

表 4-14 再生利用事業計画変更認定申請書の提出の有無（n=19）

提出の有無	事業者数	割合
した	15	79%
していない	4	21%
合計	19	100%

4-5 まとめ

本章の目的である再生利用事業計画認定制度に認定を受けるまでの計画段階の過程について以下にまとめる。

(1) 食品リサイクルループごとについて

- 再生利用事業計画認定制度に基づく食品リサイクルループの取り組みを提案したのは、リサイクル業者が 40%と最も多い。意見が食い違っている事例も多く見られた。
- 認定以前の 3 者の関係性（取引の有無）については、不明を除くと 3 者とも関係性があった事例が最も多く、またいずれのパターンにしても食品関連事業者とリサイクル業者は関係性があった。
- 食品リサイクル法の改正前から認定を受けていた事例はわずか 1 件であり、それ以後徐々に増えつつある。平成 21 年度に認定件数が少ないのは政権交代があったため、

農林水産省や環境省の対応が遅かったからではないかと考えられる。

- ・ 認定されるまでの期間（～申請，申請～認定，合計）の最大値，最小値に大きな差が見られ，事例ごとでばらつきがある。～申請，申請～認定を合わせて平均1年3ヶ月ほどかかることがわかった。
- ・ 申請を行うまでに要した期間は1ヶ月，半年前後，1年以上と大きく3パターンに分かれている。申請を行ってから認定を受けるまでの期間は，2～6ヶ月に集中している。

(2) 事業者ごとについて

- ・ 取り組みの動機について，全体では「事業者にとって有益」および「環境問題を意識」という回答がそれぞれ約35%と最も多く，続いて「他社の存在」「食品リサイクル法の義務・責任」の割合が高かった。

食品関連事業者は事業者にとって有益より環境問題を意識して取り組んだ事業者が多く，また他者からの提案や協力があつたこともきっかけになっていることがわかった。またやむを得なく取り組んでいる事業者も存在している。

リサイクル業者は事業者にとって有益という理由で取り組んでいる割合が最も高いが，食品リサイクル法による義務・責任，認定制度の特典を利用できるという理由も大きな割合を占めている。その分環境問題を意識してという回答の割合が非常に低い。

農業者は所得や原料の安定など事業者にとって有益になるからという理由と環境問題を意識してという理由が同じ割合で，全体の大半を占めていることがわかった。

- ・ 食品リサイクルループに取り組み始める際に，参考にした事例（事業者）がなかったという割合は70%と高い。3者のうち，参考にした事例（事業者）があつた割合が最も高かつたのは食品関連事業者であつた。
- ・ 計画段階での苦勞について，全体では「事業者間の意見交換・調整」という回答が約35%と最も多く，「国・自治体とのやりとり」が27%と2番目に多く見られた。

食品関連事業者は「食品廃棄物の分類・管理・回収方法」と「特になし」の割合が最も高く，全体の結果とは違った傾向がみられた。

リサイクル業者は「事業者間の意見交換・調整」と「国・自治体とのやりとり」の割合が非常に高く，相手とのかかわりに苦勞していたことがわかった。

農業者は回答数が少なかつたこともあり，傾向をつかむことができなかつた。

- ・ 計画時と現在の取り組み内容で変更した点があつた事業者が約半分であることがわかつた。中でも食品関連事業者の割合が高い。変更理由はほぼ全ての事業者がループの規模を拡大するためであつた。また，変更した点のある事業者は全て国へ変更認定申請書を提出もしくは提出準備していることがわかつた。

